

鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月29日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第28号

鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成6年鳥取市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「親族（）」の次に「里子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）及び」を加え、同条第1号中「第7条第1号」を「第7条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。